

許可又は変更許可の別	変更許可
許可証番号	第 2 号
許可者	茨城県公安委員会
特定自動運行実施者の氏名又は名称 (法人にあってはその代表者の氏名)	茨城交通株式会社 代表取締役 任田 正史
特定自動運行の経路	茨城県日立市のひたち BRT 専用道区間内の南部図書館停留所と河原子 (BRT) 停留所間の約 6.1km の区間
特定自動運行を行う日及び時間帯	終日の午前 8 時から午後 5 時までの間に、旅客路線バス (8 便程度) を利用する者を運送する定期運行のほか、事前予約による不定期運行
特定自動運行を行うための前提となる 気象の状況	車両、歩行者及び走路を認識できない降雨や降雪による悪天候、濃霧等でないこと
特定自動運行を行うための前提となる 道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度	・ 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造 前提となる道路の構造はない ・ 特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度 特定自動運行は最高速度 40km/h で運行するが BRT 専用道であるため、車道上に他の車両はおらず。また、一般交通と混在する場所として、交差点が 11 箇所ある程度であり、他の車両等への影響は少ない。 なお、特定自動運行が終了した場合には、特定自動運行用自動車内に乗車する大型二種免許を保有する特定自動運行主任者が速やかに手動運転により移動させることから、他交通参加者への影響は極めて軽微である。
許可年月日	令和 7 年 5 月 14 日
備考	・ 道路交通法第 75 条の 16 第 2 項において準用する同法第 75 条の 13 第 2 項の規定に基づく意見聴取の結果 (別紙のとおり) ・ 許可証番号第 1 号 (令和 6 年 12 月 18 日許可) の特定自動運行計画を変更 (特定自動運行の経路等を変更)

別 紙

○ 道路交通法第 75 条の 16 第 2 項において準用する同法第 75 条の 13 第 2 項の規定に基づく意見聴取の結果

1 第 1 号関係（国土交通省 関東運輸局長）

一の一 特定自動運行用自動車が自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか、について

特定自動運行用自動車について確認したところ、自動運行装置の設置状況について、特段の疑義は確認されなかった。

一の二 当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか、について

当該自動運行装置は、装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではない。

二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか、について

特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に付した走行環境条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものである。

2 第 2 号関係（日立市長）

日立市内の道の駅日立おさかなセンターと J R 常陸多賀駅を結ぶバス路線であり、年間約 50 万人が利用する地域交通として地域住民の生活の移動手段として無くてはならないものとなっている。

よって、当該路線において実施する特定自動運行は地域住民の利便性及び福祉の向上に必要なものであると認められる。